

## 第一章 総則

- 第一条 私たちの祭典を「森の祭り」と称する。
- 第二条 祭典期間は毎年十一月第一週、金・土・日の三日間とする。ただし十一月一日が土曜日の場合には、前々年度の祭典本部、頭取・社長会議で協議し、合同御祭礼会議にて決定する。
- 第三条 祭典参加の十四社の名称は、谷本社、凱生社、北街社、明開社、比雲社、水哉社、鳳雲社、龍生社、湧水社、睦栄社、籐雲社、桑水社、沿海社、慶雲社とする。
- 第四条 各社はそれぞれ氏神の神事・祭典を執行する。また、氏神以外の神社の神事に参加する場合は、その神社の支持に従い、統一した神事・祭典を執行する。
- 第五条 私たちは、氏子の一員として、老若男女をあげて祭典に参加する。
- 第六条 屋台の曳き回しは、あくまでも氏神への奉賛の慶びとまごころを表明する神事の一環であつて、単なる余興ではない。
- 第七条 祭典期間中は、各社指定の法被着用にて参加し、各役員 of 統制に服し、秩序、風紀、良俗を乱さず、森町住民としての名誉を汚してはならない。
- 第八条 祭典期間中、事故防止を心掛け、時間を厳守しなければならない。